最終更新日：2015年7月3日

株式会社サンマルクホールディングス

代表取締役社長 片山 直之
問合せ先：管理本部
証券コード：3395
http://www.saint-marc-hd.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、外食事業を手がけるサンマルクグループの持株会社として機能することを目的に、平成18年１月１日、旧株式会社サンマルクとの株式交換によって第一段階としての持株会社体制に移行いたしました。さらに第二段階として、平成18年３月１日付の会社分割により、業態や機能に従って再編し、グループ内に共通する管理機能、店舗開発機能、業態・商品開発機能、教育機能等を有する持株会社である当社の下に、ベーカリーレストラン事業、カフェ事業、回転ずし事業等の業態別子会社を有するグループ管理体制を構築いたしました。これにより、当社グループ内における最適な機能の分権と集権を実現する方針です。
当社グループは、外食業における業態開発業を重要なコア業務の一部と位置づけており、単一業態でなく、多業態による継続的な全国展開を実現することをめざしております。多業態運営によって、事業リスク分散を図り、業容の拡充とともにグループトータルの安定成長を確保することに主眼を置いております。当社グループの主力業態別に分社化することによって、より細かい単位での各々の業態カテゴリーにおいて、業務執行に係る責任権限の明確化、独自性及び収益性を高めることを目的としております。
当該経営管理体制のもと、当社グループとして、経営上のスピーディーな意思決定を図りつつ、経営管理機能、グループ統括管理機能等を有効に働かせることができるよう、組織の編成及び運用に努めるとともに、コンプライアンスの意識向上及びリスク管理強化を重要視してグループ経営にあたることを基本方針としております。これにより、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーからの支持と信頼の確立をめざし、企業グループ価値向上のための土台を築いていく所存であります。
当社の取締役会は6名の取締役で構成され、うち１名は社外取締役であります。また、当社は監査役設置会社であり、現在は監査役4名全員が社外監査役であります。取締役の経営全般にわたる業務執行状況に関する適法性、妥当性の監視機能を多面的に高めるため、経営面、法務面、会計面のそれぞれの分野に精通した監査役4名を選任しております。
また、独立性を確保するため、社外取締役及び社外監査役は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、社外の客観的・中立的立場から監査、助言等の職務を適切に遂行し得る者を選任しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
片山 直之	2,842,822	24.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	982,600	8.63
株式会社クレオ	515,492	4.53
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	424,400	3.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	333,800	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	328,452	2.88
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	253,600	2.23
株式会社中国銀行	242,774	2.13
伊藤忠商事株式会社	240,300	2.11
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	180,700	1.59

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川雅文	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川雅文	○	公認会計士、税理士、中川公認会計士事務所代表 【独立役員に指定】	【招聘理由】 公認会計士及び税理士としての豊富な専門的知識・経験等を当社の経営に活かしていただくため。 【独立役員指定理由】 東京証券取引所の定める独立性の基準を満たしており、当社と同氏との間には、特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・会計監査人による期中監査及び期末監査期間中において、当社監査役は、会計監査人との面談の機会の場をもれなく設け、会計監査人による当社の会計監査状況及びその進捗の報告を受けるともに、監査上、必要な意見交換を実施しております。
・監査役は、内部監査部門の監査に同行し、または監査状況のヒヤリングの場を設け、監査上重要性の高いものと判断される場合には、適時取締役会に報告するなど、スピーディに全社的な改善が促されるよう、必要に応じて情報交換を積極的に行い、相互の監査内容の充実に資するよう、日頃から連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
江郷 知己	他の会社の出身者													
北島 久	他の会社の出身者													
石井 辰彦	弁護士													
福原 一義	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江郷 知己	○	元株式会社香川銀行常務取締役及び元株式会社香川銀リース取締役社長 【独立役員に指定】	【招聘理由】 経営全般の実務経験に基づく監視機能の確保 【独立役員指定理由】 当社の取引先ではない金融機関の役員経験者であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しつつ、当社の監査に携わっており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと考えられるため、独立役員として指定しております。
北島 久		元国立大学法人徳島大学理事・副学長	幅広い実務経験・見識を背景とした監視機能の確保
石井 辰彦		弁護士、石井法律事務所所長	法務面の豊富な経験に基づくコンプライアンスに関する監視機能の確保
福原 一義		公認会計士、税理士、福原一義公認会計士事務所所長	会計、税務面の豊富な経験に基づく税務・会計処理等の適正性に関する監視機能の確保

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬以外のインセンティブの実施は予定しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

前事業年度における当社の取締役に対する役員報酬
取締役に支払った報酬 200,580千円
なお、会社法施行に伴い役員賞与が報酬等に含まれることになったことなどから、役員賞与を廃止し、月額報酬に一本化した報酬体系とする方針であります。また、役員退職慰労金制度につきましては導入しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬につきましては、過去の経験・実績を基に総合的に勘案して取締役会にて決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

各種会合に参加使用する資料についての事前配布及び説明など社外監査役のサポートは、当社管理本部が行うこととし、主管は管理本部経営企画担当マネージャーが行っております。
社外監査役への情報伝達につきましては、当社管理本部が行い、取締役会の議題のうち内容が複雑多岐にわたるなど事前説明が必要と認められる場合においては、当社管理本部長または経営企画担当マネージャーによる事前説明を実施することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社取締役会は6名（男性5名、女性1名）で構成されており、当社グループ会社を含む最高の意思決定機関であり、グループ会社全体の業績動向をはじめ、事業子会社を含む業務執行状況を横断的に監督する機能を有しており、毎月1回、各事業子会社のすべての取締役会終了後に開催しております。
・取締役及び使用人は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告または情報提供を行うこととし、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監査役へ報告することとしております。
・各監査役は経営、財務・会計、法令等の専門的知識、経験を生かして経営全般に関する監査をバランス良く役割分担し、監査にあたることとしております。また監査役会が定める職務の分担等に従い、取締役会の他、事業子会社を含むグループ内の重要な会議に出席するとともに稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することにより監査の実効性を高めております。
・監査役及び監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備し、当社グループ内の実情に精通した上で経営監査効率の向上に努めております。
・内部統制を有効に働かせるため、内部監査室（1名）、監査役（4名）は会社の執行状況等につき、監査法人と定期的な情報交換を行い、適正な経営マネジメントに反映させるよう努めております。
・当社ならびに当社代表取締役と何らの特別の利害関係を有していない社外取締役1名及び社外監査役4名のうち1名の合計2名を独立役員として指名し、経営全般にわたる客観的見地からの経営または監査実施にあたり経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。
・当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて京都監査法人により監査を受けており、同会計監査業務を執行した公認会計士は山本眞吾氏及び高田佳和氏の2名であり、公正な会計監査を受け、会計処理の適正性の確保に努めております。
・コンプライアンスの強化を目的に社外の法律事務所の弁護士と顧問契約を締結し、適時、指導・アドバイス等を受ける体制を設けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、6名の取締役で構成され、うち1名は社外取締役であります。
当社は監査役制度を採用しております。本報告書提出日現在においては、監査役4名全員が社外監査役として客観性、中立性を確保し、業務執行状況を監査できる体制を整えており、経営監視の実効性の観点からも十分に機能しているものと判断しております。また取締役の経営状況に関する適法性、妥当性の監視機能を多面的に高めるため、経営面、法務面、会計面のそれぞれの分野に精通した監査役4名を選任しておりま

す。
当社は社外監査役を中心とした独立性、公正性を確保する監査体制のもとで経営監視の有効性及び効率性を高めることとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、前倒しの日時を設定しております。
その他	その他参考資料の配布により、事業内容の分かり易さに努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算発表及び本決算発表日の翌日に開催しております。業績面の報告から注力事項、課題、今後の見通しなど基本的にすべて代表者自身による説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料を発表日の同日にて掲載しております。 http://www.saint-marc-hd.com/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画担当及び広報・IR担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念をベースとした中期経営計画において、顧客、従業員、株主の期待に応えつつ、社会にとって存在意義のある会社を追求していくことを表明しております。
その他	当社では接客業の適正を重視し、店舗運営におきましては多くの女性スタッフが活躍しております。また、役員への女性の登用状況は次のとおりであります。 ・役員（取締役・監査役）10名中1名が女性（10.0%）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）
当社は、外食事業を展開する上での必要なインフラ機能（業態・商品開発機能、店舗開発機能、教育機能、管理機能等）を保有する持株会社であり、グループ内の事業子会社は、保有する既存の業態（既存店）の運営にできるだけ専念できる環境をつくるなどグループ内の機能設計を行っております。したがって、当社はグループ内の情報の集約と改善または徹底すべきもののフィードバックをスピーディーに行えるよう、グループ内の戦略立案とともにコントロール機能を有し、経営資源を最適配分する役割を担っております。グループ内に影響を及ぼす可能性のある重要事項や内在するリスクを早期に見出して吸い上げる仕組みを構築し、職務の執行が法令及び定款に適合しているかを確認のうえ、コンプライアンス重視の観点から適切に対応できる内部統制システムの整備の推進に努めております。
（整備状況）
・当社では、毎月の定例取締役会において、当社及び当社グループの月次経営成績報告とともに、経営に関する重要課題を報告、検討または審議しております。当社は平成18年３月１日付にてグループ内の会社分割により最終型の持株会社体制を構築いたしましたが、営業面、金銭管理面、人事労務面の管理強化を図ることを目的に当社の事業子会社の取締役のうち７名は、当社の各セクションの担当管理者が社外的立場におけ
る取締役として兼任しており、事業会社の業務上の問題点を場合によっては当社グループ全体の課題事項として、よりスピーディに認識し、対策を打てるような体制を構築しております。また、監査役については基本的に当社取締役が兼任することとしており、当該監査役は、各事業子会社の抱えるリスクを注視し、毎月定例の各社取締役会へ出席し、取締役の業務執行状況、稟議決裁状況のチェックや個別案件にて適時報告を求めるなどグループ内の横断的な監視役立場からも確認・助言等を行っております。
・当社事業子会社につきましては、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定した上で、適切な権限を委譲しておりますが、当該各社の中期経営計画策定にあたってはコンプライアンス重視を念頭に置いたアクションプランを徹底しております。
・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び当社事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置（毎月開催）し、経営上の課題事項に対する対策の策定などの他、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び当社事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努めております。
・当社は、平成18年１月１日の株式交換・持株会社体制移行時に資本金が増額し、平成18年６月開催の定時株主総会以降、会社法上の大会社と
なっております。当該総会日以降は、大会社として監査役会を組織するとともに内部統制システム構築の基本方針について正式に決定し、内部統制の充実に努めております。
・内部監査室は、内部監査規程に基づき、主力部門、店舗等を対象とした年間の監査計画書を策定し、監査終了後、代表取締役への報告を行うとともに、被監査部門からは改善計画書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか適時フォローアップする体制をとっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況）
当社は、当社グループの健全な経営活動を推進するために、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に屈しない管理体制を構築し、不当要求があった場合は、外部専門機関と緊密に連携しながらコンプライアンスの遵守及び企業防衛の観点より反社会的勢力との関係を遮断すべく努めてまいります。なお、当社の整備状況の概要については下記のとおりであります。
（1）対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、財団法人岡山県暴力追放運動推進センター（以下、暴追センターという）に賛助員として加入し、「暴力団員による 不当な行為の防止等に関する法律第14条第２項」に規程する同法人が主催する責任者講習を受講した者を当社管理本部内 に1名選任し、対応窓口の責任者としております。
（2）外部の専門機関との連携状況
当社グループ内で反社会的勢力に関する問題事例が発生した場合は、当社管理本部に当該情報が集約される仕組みを構 築しており、暴追センター及び顧問弁護士と連携してスピーディかつ適切な対応が図れる体制に努めております。
また、暴追センターよりメールにて定期的に送信される情報及び定期講習の情報を集約し、その必要な内容について役職員 に周知徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、平成18年３月より本格的な持株会社体制をスタートさせましたが、持株会社としての当社とともに事業子会社の業務執行状況を注視して効率的かつ適正にグループ運営を軌道に乗せていくことが最重要課題であり、今後ともリスク管理体制、内部統制システムの見直しを随時行い、当社グループの成長ステージにマッチした最適なコーポレートガバンナンス体制の構築に取り組んでいく予定であります。

